

日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村（以下「関係市町村」という。）は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号通知）に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を担う協議の場として日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (5) 権利擁護等に関すること
- (6) 市町村障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議
- (7) その他、障がい者自立支援法の円滑な推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる団体・機関等が推薦する者を委員として組織する。

- (1) 相談支援事業所
- (2) 教育・保育関係者
- (3) 福祉事業所
- (4) 障害者団体
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 雇用関係者
- (7) 福祉団体
- (8) 関係行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長等)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名及び会計監事2名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会計監事は会計を監査する。
- 5 会長、副会長及び会計監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 協議会は、全体会として総会を年1回開催するほか、必要に応じ研修会等を開催する。

- 2 総会は委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(運営委員会)

第7条 協議会に協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員長、副委員長、及び、運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員は、第3条の委員の中から充てる。
- 4 運営委員長、及び、副運営長は、運営委員の中から互選により定める。
- 5 運営委員会は必要に応じ、委員長が招集し、主宰する。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて課題解決の目的・期間を定めた専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会員は第3条の委員の中から充てる。
- 4 部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 専門部会は、必要に応じ、部会長が招集し、主宰する。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
- 7 部会長は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(地域課題検討会)

第9条 協議会は、必要に応じて地域における課題の抽出及び整理等のため地域課題検討会を置くことができる。

- 2 地域課題検討会は、リーダー及び会員をもって構成する。
- 3 会員は、第3条の委員の中から充てる。
- 4 リーダーは、会員の互選により定める。
- 5 地域課題検討会は、必要に応じ、リーダーが召集し主宰する。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、地域課題検討会の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。
- 7 リーダーは、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、日向市障がい者センター（あいとぴあ内）に置く。

- 2 事務局長は、関係市町村所管課等で構成する事務局内での互選により定める。

(会計)

第11条 協議会の歳入は市町村分担金及び、その他の収入をもって充てるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成24年4月1日から施行する。